

会 員 規 程

2019年12月6日改正 理事会承認

第1節 会員の定義並びに入会及び退会に関する事項

第1条（定義）

一般社団法人日本統合医療学会（以下、「本学会」と称する）において、会員とは本学会の定款（以下、「定款」と称する）第3条に定める目的及び事業に賛同する者であって、本規程第2条に定める者をいう。

第2条（種別）

定款第4条に従い、次の4種の会員をおく。

- (1). 正会員 統合医療に現に係わる者又は統合医療に今後係わることを希望する者で、当法人の目的に賛同する個人
- (2). 学生会員 当法人の目的に賛同し入会を希望する学校教育法に定める学校及び専修学校等に学籍を置く学生
- (3). 名誉会員 当法人に顕著な功労があった者で、社員総会で同意を得た個人
- (4). 賛助会員 当法人の事業を賛助する個人又は団体。

第3条（入会）

定款第5条に従い、会員になろうとする者は本学会所定の様式による入会届を提出しなければならない。

2 本条の規定は名誉会員には適用されない。

第4条（絶対的欠格事由）

次の各号にあたる者は、入会を認めない。

- (1). 行政処分を受け、その処分が満了した日から5年が経過していない者
- (2). 罰金以上の刑を受け、その刑期が終了した日から5年が経過していない者
- (3). 反社会的な組織との関連がある者

第5条（相対的欠格事由）

次の各号に当たる者については、入会を認めない場合がある。

- (1). 過去に医療や介護等に関して不法な行為を行ったことがある者
- (2). その他、本学会に入会させることが出来ないと認められる者

第6条（退会）

会員は定款第7条に従い、いつでも退会することができるが、氏名、会員番号、退会を希望する旨の記載がある退会届を本学会へ提出することを必要とする

第2節 会員資格に関する事項

第7条（会員資格の有効期間）

会員資格の有効期間は、会員の種別にかかわらず1年とする。

- 2 会員資格の有効期間は、満了前までに退会又は除名等により会員資格を喪失しない限り、手続きを経ることなく更新される。
- 3 会員資格の始期及び終期は本学会の会計年度に従うものとし、はじめて入会する者については、その入会の時期が当該会計年度のいずれの時期であっても終期を変更しない。

第8条（年会費の支払い）

名誉会員を除く全ての会員は、会員資格の有効期間が更新された場合、本規程の中で定める年会費を支払わなければならない。

- 2 年会費は、定款第49条の事業年度に従い、毎年10月1日から翌年9月30日までに本学会から会員に請求される。会員は請求を受けたならば、可及的速やかに支払いを行わなければならない。

第9条（年会費未納者の会員資格停止）

年会費の支払い期限を過ぎても納入していない会員については、その資格を停止する。

- 2 年会費未納者の会員資格の停止は、年会費の納入が確認されたのちに資格の回復の通知をもって解除される。

第10条（会員資格喪失事項）

定款第8条に従い、会員本人の死亡又は失踪により会員資格は喪失する。会員の資格喪失については定款第8条に準じ、(1) 総社員の同意、(2) 本人の死亡又は失踪、(3) 2年以上年会費を滞納したときとする。

第11条（除名）

定款第9条に従い、会員が次に掲げる事項に該当した場合、除名することができる。

- (1). 本学会の名誉を著しく毀損したとき
 - (2). 本学会の趣旨目的に反する行為を行ったとき
 - (3). 本定款及び倫理規約その他の諸規則に定める会員としての義務を遵守しなかったとき
 - (4). その他正当な事由があるとき
- 2 会員を除名する場合、総会に参加している会員の議決権の4分の3以上の賛成を得て議決することを要する。
 - 3 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第12条（退会及び除名後の清算）

定款第10条に従い、退会した者及び除名された者は、本学会に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

2 本学会は、会員が退会及び除名によりその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金は、これを返還しない。

第13条（通知義務）

代表理事は、入会、退会及び除名について決定した場合は、すみやかにこれを本人に通知しなければならない。

第3節 正会員

第14条（行使できること）

正会員は、次の事項を行うことができる。

- (1). 学術総会・学会誌での研究発表
- (2). 学会誌の配布をうけること
- (3). 学会総会、研究会、講演会、シンポジウム等の学会事業への優先参加
- (4). 本学会認定資格の取得（所定の要件を満たした場合）
- (5). 統合医療に関する情報や本学会が行う事業等に関する情報の取得
- (6). 役員等に就くこと
- (7). 社員総会に参加し、みずから有する議決権を行使すること
- (8). 定款第27条2項に基づく社員総会招集請求

第15条（入会金及び会費）

正会員になろうとする者は、入会金として金五千円を納入しなければならない。

2 正会員は、毎年、年会費として金一万円を納入しなければならない。

第16条（証憑の提出）

法令によって免許を受けている者は、入会届の提出時、自らの有する免許の写しを添付するものとする。

第4節 学生会員

第17条（行使できること）

学生会員は、次の事項を行うことができる。

- (1). 学術総会・学会誌での研究発表
- (2). 学会誌の配布をうけること
- (3). 学会総会、研究会、講演会、シンポジウム等の学会事業への優先参加
- (4). 本学会認定資格の取得（所定の要件を満たした場合）
- (5). 統合医療に関する情報や本学会が行う事業等に関する情報の取得

第18条（入会金及び会費）

学生会員の間は、入会金は在学中免除される。

- 2 学生会員は、毎年、年会費として金五千円を納入しなければならない。

第19条（証憑の提出）

学生会員になろうとする者は、入会届の提出時、学生証の写しを添付するものとする。

第5節 名誉会員

第20条（行使できること）

名誉会員は、次の事項を行うことができる。

- (1). 学術総会・学会誌での研究発表
- (2). 学会誌の配布をうけること
- (3). 学会総会、研究会、講演会、シンポジウム等の学会事業への優先参加
- (4). 本学会認定資格の取得（所定の要件を満たした場合）
- (5). 統合医療に関する情報や本学会が行う事業等に関する情報の取得

第21条（会費）

名誉会員は、会費を納入することを要しない。

第6節 賛助会員

第22条（特典）

賛助会員は、次の特典を享受できる。

- (1). 学術総会・学会誌での研究発表
- (2). 学会誌の配布
- (3). 学会総会、研究会、講演会、シンポジウム等の学会事業への優先参加
- (4). 本学会認定資格の取得（所定の要件を満たした場合）
- (5). 統合医療に関する情報や本学会が行う事業等に関する情報の取得
- (6). 本学会が主催する各種事業などへの出展、等、及び学会誌、等での広告掲載に関する優先的な取り扱い
- (7). 本学会が行う健康食品・健康機器認定に関する申請

第23条（賛助会費）

賛助会員になろうとする者は、入会金として金五千円を納入しなければならない。

- 2 賛助会費は、金十万円を一口とする。

第24条（法人についての特別事項）

法人の賛助会員については、本規程第22条（1）に規定する学術総会における研究発表は、正会員資格を必要とする。

第25条（入会時の提出書類）

賛助会員になろうとする個人又は法人は、入会届に加えて次の書類を提出するものとする。

- (1). 法人の定款又は団体の概要並びに役員の一覧
- (2). 事業実績（例：取扱商品の販売実績など）
- (3). 事業実績を有さない（法人・団体の立ち上げ後、経過年数、若しくは活動年数が3年未満）場合は短・中期の事業計画書
- (4). その他、参考資料（商品パンフレット、商品サンプル、等）

第6節 雑則

第26条（未規定事項の取扱い）

会員に関する事項で、定款及び本規程並びにその他の規約等において定められていない事項については、その都度業務執行理事会ではかり解決を図るものとする。

第27条（規定等の改廃）

本規程の全体または一部の改廃は、理事会の承認を得なければならない。